

第2分科会議論の整理（透明性の確保）

当分科会における，刑事施設視察委員会（仮称），情報公開及び地域との連携並びに内部監査に関する議論の整理は，以下のとおりである。

1 刑事施設視察委員会（仮称）

【目的】

刑事施設視察委員会（仮称）は，行刑運営の透明性を確保するとともに，適正な刑事施設の運営を援助し，かつ，刑事施設と地域社会との連携を深めるため，各刑事施設ごとに，地域の市民及び専門家をもって組織する。

【構成】

委員は，刑事施設の規模に応じて，5名ないし13名の範囲内で，法務大臣が毎年委嘱する。

【職務】

- 委員は，いつでも，刑事施設視察委員会（仮称）の議を経て，刑事施設を視察し，被収容者と面接することができる。

刑事施設の長は，刑事施設視察委員会（仮称）による刑事施設の視察及び被収容者との面接の要請に協力するものとする。

刑事施設視察委員会（仮称）及び委員は，その職務を行うに当たり，規律に影響を及ぼすおそれのある事項については，刑事施設の長と協議するものとする。

- 刑事施設内にメールボックスを設置するなど，被収容者が刑事施設視察委員会（仮称）に対し忌憚なく意見等を述べられる環境を整える。
- 刑事施設視察委員会（仮称）は，定期又は臨時に会合を開催して，刑事施設の運営全般について協議し，刑事施設の長に対し，意見を述べることができる。

刑事施設の長は，刑事施設視察委員会（仮称）に対し，定期又は臨時に，刑事施設の運営全般について報告するものとする。

- 刑事施設視察委員会（仮称）は，視察の結果について年次報告書を作成

し、法務大臣に提出するとともに、適宜の方法によりその内容を公表する。

【守秘義務】

- ・ 委員は、職務上知ることができた秘密をみだりに漏らしてはならない。

2 情報公開及び地域との連携

【情報公開】

行刑運営の透明性を確保するため、行刑に関連する情報の公開を進める。

- ・ 主な訓令、通達については、ホームページに掲載するなどの方法により公開する。
- ・ 処遇関連情報については、適宜の方法により公表する。
- ・ 刑務所での死亡事案については、適宜の方法により全件を公表する。

【地域との連携】

行刑運営の透明性を確保するため、刑事施設における行事への地域住民の参加、地域の有識者等からの講話の実施及び刑事施設の広報などを通じて地域社会との交流を更に活発化する。

3 内部監査

刑事施設の適正な運営を期するためには、その不適正な運営があればそれを自ら是正する自浄能力を高めることがまず重要であり、法務省部内の監査制度の充実強化を図るため、現行の内部監査制度の運用を次のように改めることとする。

- ・ 現行では、巡閲官による刑事施設の実地監査と、被収容者から情願を聴取する業務とが同時に行われているところ、刑事施設の実地監査の業務と情願聴取の業務を切り離す。
- ・ 人員の増を図り、刑事施設を実地に監査する業務を担当する専門職員を配置する。
- ・ 刑事施設の実地監査の実施状況を明らかにすることによって、その質の向上を図るため、実地監査の結果について適宜の方法により公表する。